

大分県報

令和二年
号外（三）
三月二十六日

（木曜日）

目次

規則

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則の制定……………一

〇規則

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十六号

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第三十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報取扱事業者 条例第二十条第一項に規定する個人情報取扱事業者をいう。
- 二 氏名等確認書類 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、旅券、国民健康保険被保険者証その他の当該自然人の氏名、住所及び生年月日が記載された書類であつて、官公庁から発行され、若しくは発給されたもの又はこれに類するもの（有効期間又は有効期限のある書類にあつては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあつては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日以前六箇月以内に作成されたものに限る。）をいう。

令和二年三月二十六日

三 法人名等確認書類 登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の当該法人の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地が記載された書類であつて、官公庁から発行され、若しくは発給されたもの又はこれに類するもの（有効期間又は有効期限のある書類にあつては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあつては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日以前六箇月以内に作成されたものに限る。）をいう。

四 電磁的記録媒体 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に係る記録媒体をいう。

五 書留郵便等 書留郵便若しくは配達記録郵便（その取扱ひにおいて引受け及び配達記録をする郵便をいう。）又はこれらに準ずるものをいう。

六 転送不要郵便物等 その取扱ひにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。

七 本人限定受取郵便等 その取扱ひにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。

八 特定事項伝達型本人限定受取郵便等 本人限定受取郵便等であつて、差出人に代わつて名宛人の住所を確認し、名宛人本人から氏名等確認書類又は法人名等確認書類の提示を受け、かつ、当該提示を受けた書類の情報を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。

九 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号。次号において「電子署名法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

十 電子証明書 自然人にあつては電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法 務 省 令

第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第六項の規定により地方公共団体情報システム機構が発行する同条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあつては商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

（個人データの第三者提供に係る確認の方法）

大分県報号外（規則）

第三条 条例第二十条第一項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる相手方（個人データ（条例第二十条第一項に規定する個人データをいう。以下この条において同じ。）の提供を受けようとする者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人 次のいずれかに掲げる方法
- イ 相手方から氏名等確認書類の提示を受ける方法（写真の貼付された氏名等確認書類により確認を行うときは相手方と貼付された写真を照合して確認するものとし、その他の氏名等確認書類により確認を行うときは複数の氏名等確認書類の提示を受けるものとする。）
- ロ 相手方から氏名等確認書類又はその写しの送付を受けた後、当該氏名等確認書類に記載された相手方の住所に宛てて、本人限定受取郵便等により個人データ記録文書等（個人データが記録された文書、図画又は電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）を送付する方法（個人データを電気通信回線を通じて送信等する方法で相手方に提供する場合は、あらかじめ、氏名等確認書類又はその写しの送付を受けることに加え、当該氏名等確認書類に記載された相手方の住所に宛てて本人限定受取郵便等により個人データの提供の契約に係る書類を送付する等の適切な方法を併用し、当該氏名等確認書類に記載された相手方と個人データを送信等する受領者が同一であることを確認するものとする。）
- ハ 相手方に対して、特定事項伝達型本人限定受取郵便等により個人データ記録文書等を送付する方法
- ニ 相手方からの電子署名が行われた情報の送信を受けて個人データを提供する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を相手方から受信する方法
- 二 法人 次のいずれかに掲げる方法
- イ 当該法人の代表者、使用人その他の従業者又は自然人である代理人（以下「代表者等」という。）から法人名等確認書類の提示を受け、かつ、現に当該法人名等確認書類の提示をした代表者等について前号イに掲げる方法により次条第一号に規定する事項を確認する方法
- ロ 相手方から法人名等確認書類又はその写しの送付を受けた後、当該法人名等確認書類に記載された相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該法人名等確認書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この号において同じ。）に宛てて、個人データ記録文書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法（個人データを電気通信回線を通じて送信等する方法で相手方に提

供する場合は、あらかじめ、法人名等確認書類又はその写しの送付を受けることに加え、当該法人名等確認書類に記載された相手方の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて書留郵便等により転送不要郵便物等として個人データの提供の契約に係る書類を送付する等の適切な方法を併用し、当該法人名等確認書類に記載された相手方と個人データを送信等する受領者が同一であることを確認するものとする。）

ハ 代表者等からの電子署名が行われた情報の送信を受けて個人データを提供する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を当該法人の代表者等から受信する方法

2 相手方が人格のない団体である場合は、当該団体のために現に個人データを受け取るようとする自然人を相手方とみなして、前項第一号の規定を適用する。

（個人データの第三者提供に係る確認事項）

第四条 条例第二十条第一項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 自然人 氏名、住所及び生年月日
- 二 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地

（身分証明書）

第五条 条例第二十一条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（第一号様式）とする。（意見を述べる機会の付与）

第六条 知事は、条例第二十三条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、口頭であることを認めた場合を除き、当該公表の対象となる者に対し意見書（第二号様式）の提出を求めるものとする。

2 当該公表の対象となる者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

3 知事は、条例第二十三条第二項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該公表の対象となる者に対し、意見書の提出期限（口頭で意見を述べることを認めた場合は、出頭すべき日）までに相当な期間において、意見の聴取通知書（第三号様式）により通知するものとする。

4 前項の規定による通知（口頭で意見を述べることに限る。）を受けた者（第六項において「口頭による意見聴取の対象者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書（第四号様式）により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

5 知事は、前項の規定による申出を受け、又は職権により、意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

6 知事は、前項の規定により意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第四項の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書（第五号様式）により、口頭による意見聴取の対象者に通知するものとする。

（代理人の選任）

第七条 前条第三項の規定による通知を受けた者（以下この条において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届出書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

3 当事者は、前項の代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（第七号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

第一号様式（第5条関係）

（表）

第 号	身 分 証 明 書	所 属	職 名	氏 名	年 月 日	年 月 日	生 日
写真							
<p>上記の者は、大分県特殊詐欺等被害防止条例第21条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。</p>							
有効期間		年 月 日		年 月 日		大分県知事	
						印	

（裏）

大分県特殊詐欺等被害防止条例（抜粋）

（調査）

第21条 知事は、前条第1項又は第3項の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、同条第1項の確認の状況又は同条第3項の規定による記録の保存の状況に関し、必要な説明若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、当該状況を調査させ、若しくは当該状況に関し質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

第2号様式（第6条関係）

意見書
年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名



大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取及び日付	第 年 月 日
公表の原因となる事実その他該事案の内容について	
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第3号様式（第6条関係）

（表）

意見の聴取通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事



次のとおり公表についての意見の聴取を行いますので、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第3項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の規定	大分県特殊詐欺等被害防止条例 <input type="checkbox"/> 第23条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第23条第1項第2号
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日まで
備考	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

- 備考
- 1 口頭による意見の聴取を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
 - 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 3 該当する□の中にし印を付けること。

(裏)

意見の聴取に際しての注意事項

- 意見書には、意見の聴取の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
- なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、意見書の提出は必要ありません。
- 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 提出期限までに意見書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき）は、意見を述べる機会を放棄したものと取り扱います。
- 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、病気その他やむを得ない理由があるときには、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書（第4号様式）により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見の聴取の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関して委任する行為を明示した代理人選任届出書（第6号様式）を知事に提出してください。
- あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

第4号様式（第6条関係）

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名

印

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第4項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取の通知の番号及び日付	第 年 月 日	第 年 月 日 時 分	変更前		変更申出事項
			日時	場所	
			第1希望	第1希望	変更希望なし・大分県庁・（ ）振興局
			第2希望	第2希望	
			第3希望	第3希望	

- 備考 1 変更希望日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和29年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 2 変更希望の場所の欄は、丸で囲むなどして示すこと。

第5号様式（第6条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

第 年 月 日

殿

大分県知事



大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第6条第6項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取及び日付	変更前	日時	年 月 日	時 分
		場所		
	変更後	日時	年 月 日	時 分
		場所		
意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由				
<input type="checkbox"/> 変更決定 <input type="checkbox"/> 不変更決定				

備考 該当する□の中にし印を付けること。

第6号様式（第7条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名



私は、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第7条第2項の規定により、次の者を代理人として選任し、意見の聴取に関する以下の行為を委任したことを届け出ます。

意見の聴取通知の番号及び日付	第 年 月 日
代理人の住所及び連絡先	住所 連絡先（電話番号） — —
代理人の氏名	
委任する行為	

備考 委任状の写しを添付すること。

第7号様式 (第7条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

大分県知事 殿

住所

氏名



次の者は、私の代理人の資格を失ったので、大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則第7条第3項の規定により届け出ます。

意見の聴取通知の番号及び日付	第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	

令和二年三月二十六日

大分県報号外(規則)